

# 入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「愛媛県会計規則」という。）その他関係法令等の規定に準じて作成したものであり、本件調達については、入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 調達の目的

愛媛県G I G Aスクール推進協議会（以下、「本協議会」という。）は、愛媛県及び県内市町（一部事務組合を含む。以下同じ。）が連携・共同して、公立学校における「G I G Aスクール構想の実現」に係る端末を整備することを目的として令和6年に設立した公共任意団体である。

本共同調達については、公立学校で使用する端末について、各市町教育委員会（一部事務組合教育委員会を含む。以下同じ。）が求める仕様に共通点が多いという特徴があることから、各市町の端末導入コスト軽減及び調達事務手続の効率化を目的として、本協議会が支援事業として実施するものである。

## 2 共同調達について

(1) 本協議会の実施する共同調達とは、本協議会の構成団体である2以上の市町教育委員会（以下「共同調達参加団体」という。）が、共同で物品の調達を行うことをいう。

(2) 共同調達物品の入札（本入札説明書に係る入札）は、本協議会が執り行い、調達物品に係る契約は各共同調達参加団体と落札者の間で個別に締結するものとする（リースによる調達を行う場合を除く。）。

調達についての詳細は、「G I G Aスクール用端末（ChromeOS）に係る共同調達仕様書（以下「仕様書」という。）に示すとおりとする。

(3) 本書に係る物品の共同調達参加団体は、以下の市町教育委員会とする。（総数18団体）

### 【ChromeOS】

- ・松山市教育委員会、今治市教育委員会、八幡浜市教育委員会、新居浜市教育委員会、西条市教育委員会、大洲市教育委員会、伊予市教育委員会、西予市教育委員会、東温市教育委員会、上島町教育委員会、松前町教育委員会、砥部町教育委員会、内子町教育委員会、伊方町教育委員会、松野町教育委員会、鬼北町教育委員会、愛南町教育委員会、高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合教育委員会

(4) 本件における落札者とは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたことにより、本協議会と覚書を取り交わす者をいう。

## 3 入札に付する事項

別記中1のとおり。

## 4 入札に参加する者に必要な資格

愛媛県知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた事業者で、次の事項に該当すると認められたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 過去5年間に於いて、国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体等と、本案件と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績があること。

なお、本案件と類似の契約とは、単一の売買契約又は賃貸借契約において1,000台以上のパソコンを納入したものを。

(4) 別記中4に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県知事が行う入札参加

資格停止の期間中にない者であるとともに、全ての共同調達参加団体から指名停止を受けていない者であること。

## 5 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、愛媛県会計規則、その他関係法令等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、別記中3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式1による入札書及び別紙様式1-1による積算内訳書を、持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出しなければならない。加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

なお、落札者は、入札終了後、速やかに共同調達参加団体ごとの別紙様式4による積算内訳書を提出しなければならない。その際には、各単価が団体ごとに相違することがないように注意すること。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所は、別記中2(1)のとおり。
- (5) 入札書の受領期限は、別記中2(2)のとおり。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、本協議会があらかじめ用意した入札書を使用することができる。

ア 件名  
イ 入札金額  
ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）  
エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ、消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (8) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (9) 入札書は、直接提出する場合には、封入の上、提出すること。郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮に氏名を朱書きし、外封筒の封皮には「何月何日開札〔件名〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を別記中4により提出しなければならない。
- (13) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期し、又は取り止めることがある。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (14) 入札金額は、別記中1の調達物品の本体価格のほか、端末管理ツールライセンス、端末の運搬費、設置・据え付け費等、1台当たりの費用を積算の上、合計台数を乗じた総額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係

る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (15) 入札参加者又はその代理人は、仕様書等に記載の諸条件を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 入札公告等により入札参加資格確認申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (17) 開札の日時及び開札の場所は、別記中2(3)のとおり。
- (18) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が、開札に立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (19) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に係るある職員(以下「入札関係職員」という。)及び(18)の立会職員以外の者は入場することができない。
- (20) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。また、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退した場合及び特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入札会場から退出することができない。
- (21) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格確認申請書に対する確認通知又はその写しを提示することとし、代理人にあっては別紙様式2による入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (22) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (23) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (24) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者又はその代理人全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。
- (25) 3回の入札をするも更に落札者がいないときは、入札辞退者を除く希望者から、2回を限度として、別紙様式3による見積書を徴する。

## 6 入札保証金

入札保証金については、愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定によるものとする。

## 7 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申立てができないものとする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 調達物品名又は入札金額のない入札書
- (3) 本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名又は押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名若しくは押印のない又は判然としない入札書(入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。)
- (5) 調達物品等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書

- (8) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (10) 5(2)で入札書と同時に提出することとなっている積算内訳書の提出がない場合、又は入札書と積算内訳書の金額が一致しない場合における入札書
- (11) 再度の入札において、前回の最低入札金額を上回る額の入札書
- (12) その他愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書

## 8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (4) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。  
また、当初の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、再度の入札以降の入札及び見積合せには参加できないものとし、再度の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、見積合せには参加できないものとする。
- (5) 落札者は、入札後に本件調達の実施に係る合意事項について、本協議会と覚書を取り交わすこととする。

## 9 契約について

- (1) 各共同調達参加団体（リースによる調達を行うもの以下、リース調達団体というを除く。）は、落札者と調達物品に係る売買契約を締結するものとし、当該契約の締結が地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する普通地方公共団体の議会の議決事件に該当する場合、落札決定後、落札者と仮契約を締結し、議会の議決後に本契約を締結するものとする。
- (2) リース調達団体は、別途調達物品に係る賃貸借契約を締結するものとし、落札者は、当該賃貸借契約の受注者と調達物品に係る売買契約を締結するものとする。  
なお、上記賃貸借契約における賃借料の算定基礎となる額は、落札者が本件調達の落札後に提出した様式4による共同調達参加団体ごとの積算内訳書の単価を適用するものとする。
- (3) 本件調達における端末台数は、原則として仕様書で定める台数とするが、落札業者と共同調達参加団体の協議により、双方合意の上で、変更できることとする。  
なお、変更による端末の台数の増減が3パーセント以内である場合は、見積単価は変更しないものとする。
- (4) 契約日  
契約日は、共同調達参加団体の指示するところによるものとする。
- (5) 契約の完了検査  
契約の完了検査は、落札者と共同調達参加団体による協議を踏まえ実施するものとする。
- (6) 支払方法  
落札者は共同調達参加団体と支払方法について協議を行ったうえで支払の請求を行うこととする。また、共同調達参加団体の長は落札者から支払の請求を受けたときは、当該共

同調達参加団体の会計規則等で定められている期間内に支払うものとする。

## 10 契約書の作成

- (1) 落札者は、各共同調達参加団体の会計規則等に規定のある場合は、契約書を作成することを要する。契約書作成に要する費用については、落札者の負担とする。
- (2) 落札者は、各共同調達参加団体が指定する日までに当該共同調達参加団体と契約を締結するものとする。

## 11 契約保証金

契約保証金については、各共同調達参加団体の会計規則等によるものとする。

## 12 入札者に求められる義務

入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件や、物品等に係る技術仕様等について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

## 13 資格審査に関する事項

令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札の参加資格審査に関する事項の照会先及び申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 089-912-2156

## 14 入札説明書にかかる照会

- (1) 本入札説明書について質問がある場合は、質問書（様式5）を持参又は郵送等により提出すること。
  - ア 提出期間  
令和7年4月1日（火）から4月15日（火）までの執務時間中
  - イ 提出場所  
別記中3に掲げる場所
  - ウ 質問への回答  
ホームページに記載する。

## 15 その他必要な事項

- (1) 入札に係る担当者の所属する部局の名称及び所在地は、別記中3のとおり。
- (2) 入札参加者又はその代理人が、本件調達の入札に関して要した費用については、全て当該入札参加者又はその代理人が負担するものとする。

## 別記

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
G I G Aスクール用端末 (ChromeOS) の共同調達
- (2) 調達物品及び数量  
別添仕様書のとおり
- (3) 調達物品の内容等  
別添仕様書のとおり
- (4) 納入期間  
原則として、各共同調達参加団体との契約日から令和8年3月25日(水)まで  
詳細は、落札決定後、当該共同調達参加団体と協議の上、決定することとする。
- (5) 納入場所  
別添仕様書のとおり  
詳細は、落札決定後、当該共同調達参加団体と打合せを行うこととする。
- (6) 入札方法  
(2)についての総価で行う。

### 2 入札書の提出先等

- (1) 入札書の提出先  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課  
(愛媛県G I G Aスクール推進協議会)
- (2) 入札書の受領期限  
ア 持参の場合 令和7年5月9日(金)から同月12日(月)の受付時間中(愛媛県の休日  
を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の  
日の午前9時から午後5時15分まで(最終日は午前9時59分まで))に提出すること。  
イ 郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。)による入  
札の場合 入札書は、令和7年5月9日(金)午後5時15分までに、(1)に掲げる場所に必  
着のこと。
- (3) 開札の日時及び場所  
日時: 令和7年5月12日(月) 午前10時  
場所: 愛媛県庁第一別館10階 教育委員室

### 3 仕様書等に係る照会先

愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課  
(愛媛県G I G Aスクール推進協議会)  
〒790-8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 089-912-2940

### 4 入札参加資格確認申請書の提出先等

- (1) 提出先  
前記2(1)の提出先と同様
- (2) 提出期限  
令和7年4月24日(木) 午後5時15分
- (3) 提出書類  
次の書類を添付して郵送又は持参すること。  
ア 仕様確認書  
イ 納入実績を証明する書類(契約書の写し)

ウ 返信用封筒（封筒サイズは不問。返信先を記載のうえ、必要な切手を貼付のこと。）

(4) 入札参加資格の確認

確認の結果は、申請者に対して、入札までに書面で通知する。